

●香川県告示第140号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和2年5月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は同月分以後に係る費用徴収について、改正後の別表第2及び別表第3の規定は令和元年7月分以後に係る費用徴収について、それぞれ適用する。ただし、同月1日前に入所した措置児童等の扶養義務者から徴収する費用について、改正後の別表第2又は別表第3の規定に基づき算定した額が、改正前の別表第2又は別表第3の規定に基づき算定した額を超えるときは、改正前の別表第2又は別表第3の規定に基づき算定した額によるものとする。

令和2年4月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>1 療育の給付に要する費用の徴収基準 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第20条に規定する療育の給付に要する費用について、本人又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の前年分の<u>市町村民税額</u>等に応じ、別表第1により算定した額とする。</p> <p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準 (1) 法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号（障害児入所施設への入所措置を除く。）又は第33条の6第1項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者を除く。）の前年分の<u>市町村民税額</u>等に応じ、別表第2により算定した額とする。 (2) (1)の規定にかかわらず、乳児院における短期入所措置（法第27条第1項第3号に規定する乳児院への入所措置のうち、その入所期間が1月に満たないものをいう。）に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の前年分の<u>市町村民税額</u>等に応じ、別表第3により算定した額とする。 (3) 略</p>	<p>1 療育の給付に要する費用の徴収基準 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第20条に規定する療育の給付に要する費用について、本人又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の前年分の<u>所得税額</u>等に応じ、別表第1により算定した額とする。</p> <p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準 (1) 法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号（障害児入所施設への入所措置を除く。）又は第33条の6第1項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者を除く。）の前年分の<u>所得税額</u>等に応じ、別表第2により算定した額とする。 (2) (1)の規定にかかわらず、乳児院における短期入所措置（法第27条第1項第3号に規定する乳児院への入所措置のうち、その入所期間が1月に満たないものをいう。）に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の前年分の<u>所得税額</u>等に応じ、別表第3により算定した額とする。 (3) 略</p>								
<p>別表第1（1関係）</p> <table border="1" data-bbox="190 1380 1086 1452"> <tr> <th colspan="2">費用徴収基準</th> </tr> <tr> <td></td> <td>療育の給付</td> </tr> </table>	費用徴収基準			療育の給付	<p>別表第1（1関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 1380 2072 1452"> <tr> <th colspan="2">費用徴収基準</th> </tr> <tr> <td></td> <td>療育の給付</td> </tr> </table>	費用徴収基準			療育の給付
費用徴収基準									
	療育の給付								
費用徴収基準									
	療育の給付								

税額等による階層区分		徴収基準額（月額）	加算基準額（月額）
略			
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、当該市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	450
D 1	A階層及び	3,000円以下	5,800
D 2	C階層を除き当該年度	3,001～ 5,800円	6,900
D 3	分の市町村民税の課税	5,801～ 8,700円	7,600
D 4	世帯であって、その市	8,701～ 13,000円	8,500
D 5	町村民税所得割の額の	13,001～ 17,400円	9,400
D 6	区分が次の区分に該当	17,401～ 22,400円	11,000
D 7	する世帯	22,401～ 28,200円	12,500
D 8		28,201～ 58,400円	16,200
D 9		58,401～ 75,000円	18,700
D 10		75,001～ 96,600円	23,100

税額等による階層区分			徴収基準額（月額）	加算基準額（月額）
略				
C 1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課	均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	450
C 2	税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	5,800	580
D 1	A階層及び	2,400円以下	6,900	690
D 2	B階層を除き前年分の	2,401～ 4,800円	7,600	760
D 3	所得税課税世帯であって、その所得	4,801～ 8,400円	8,500	850
D 4	税の額の	8,401～ 12,000円	9,400	940
D 5	区分が次の区分に該当	12,001～ 16,200円	11,000	1,100
D 6	する世帯	16,201～ 21,000円	12,500	1,250
D 7		21,001～ 46,200円	16,200	1,620
D 8		46,201～ 60,000円	18,700	1,870
D 9		60,001～ 78,000円	23,100	2,310
D 10		78,001～ 100,500円	27,500	2,750

D11	96,601～ 121,800円	27,500	2,750
D12	121,801～ 175,500円	35,700	3,570
D13	175,501～ 221,100円	44,000	4,400
D14	221,101～ 380,800円	52,300	5,230
D15	380,801～ 549,000円	80,700	8,070
D16	549,001～ 579,900円	85,000	8,500
D17	579,901～ 700,900円	102,900	10,290
D18	700,901～ 849,000円	122,500	12,250
D19	849,001～ 1,041,000円	143,800	14,380
D20	1,041,001円 以上	略	

備考

- 1 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。
- 2 徴収する費用の額の決定の特例
 - (1) 略
 - (2) 入院期間が、1月未満のものについては、徴収基準額又は加算基準額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D20階層を除く。)
略
 - (3) 略
 - (4) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収する費用の額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、

D11	100,501～ 190,000円	35,700	3,570
D12	190,001～ 299,500円	44,000	4,400
D13	299,501～ 831,900円	52,300	5,230
D14	831,901～ 1,467,000円	80,700	8,070
D15	1,467,001～ 1,632,000円	85,000	8,500
D16	1,632,001～ 2,302,900円	102,900	10,290
D17	2,302,901～ 3,117,000円	122,500	12,250
D18	3,117,001～ 4,173,000円	143,800	14,380
D19	4,173,001円 以上	略	

備考

- 1 徴収する費用の額の決定の特例
 - (1) 略
 - (2) 入院期間が、1月未満のものについては、徴収基準額又は加算基準額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D19階層を除く。)
略
 - (3) 略
 - (4) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収する費用の額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されて

本人につき、扶養義務者に準じて徴収する費用の額を決定するものとする。

3 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得割等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ 略

いる場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収する費用の額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ 略

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第84条第1項の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）に規定するものに限る。）、第84条第1項、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号。以下「平成25年改正法」という。）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」という。）附則第76条第1項、第77条第1項及び2項、第80条、第81条並びに第82条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、

(3)・(4) 略

4・5 略

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)第86条第1項の規定により控除される額以下である子(他の者の生計同一配偶者又は扶養親族である者を除く。)に限る。以下同じ。)を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年

生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除をいう。)の有無、生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3)・(4) 略

3・4 略

の所得が500万円以下であるもの
(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

別表第2 (2の(1)関係)

費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額 (月額)		
		入所施設 (障害児入所施設を除く。)	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム	
略				
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、当該市町村民税の額が均等割の額のみ世帯 (所得割の額のない世帯)		4,500	2,200
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市	9,000円以下	6,600	3,300
D 2		9,001～27,000	9,000	4,500
D 3		27,001～57,000	13,500	6,700
D 4		57,001～	18,700	9,300

別表第2 (2の(1)関係)

費用徴収基準

税額等による階層区分			徴収基準額 (月額)	
			入所施設 (障害児入所施設を除く。)	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム
略				
C 1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ世帯 (所得割の額のない世帯)	4,500	2,200
C 2		所得割の額のある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得額の	15,000円以下	9,000	4,500
D 2		15,001～40,000	13,500	6,700
D 3		40,001～70,000	18,700	9,300
D 4		70,001～	29,000	14,500

	町村民税所	<u>93,000</u>					183,000		
D 5	得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<u>93,001～</u> <u>177,300</u>	<u>29,000</u>	<u>14,500</u>			<u>183,001～</u> <u>403,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>41,200円</u> を超えるときは <u>41,200円</u> とする。）	<u>20,600</u>
D 6		<u>177,301～</u> <u>258,100</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>41,200円</u> を超えるときは <u>41,200円</u> とする。）		<u>20,600</u>		<u>403,001～</u> <u>703,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>54,200円</u> を超えるときは <u>54,200円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>27,100円</u> を超えるときは <u>27,100円</u> とする。）
D 7		<u>258,101～</u> <u>348,100</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>54,200円</u> を超えるときは <u>54,200円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>27,100円</u> を超えるときは <u>27,100円</u> とする。）			<u>703,001～</u> <u>1,078,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>68,700円</u> を超えるときは <u>68,700円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>34,300円</u> を超えるときは <u>34,300円</u> とする。）
D 8		<u>348,101～</u> <u>456,100</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>68,700円</u> を超えるときは <u>68,700円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>34,300円</u> を超えるときは <u>34,300円</u> とする。）			<u>1,078,001～</u> <u>1,632,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>85,000円</u> を超えるときは <u>85,000円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>42,500円</u> を超えるときは <u>42,500円</u> とする。）
D 9		<u>456,101～</u>	その月のその措	その月のその入			<u>1,632,001～</u>	その月のその措	その月のその入

	<u>583,200</u>	置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>85,000円</u> を超えるときは <u>85,000円</u> とする。）	所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>42,500円</u> を超えるときは <u>42,500円</u> とする。）		<u>2,303,000</u>	置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>102,900円</u> を超えるときは <u>102,900円</u> とする。）	所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>51,400円</u> を超えるときは <u>51,400円</u> とする。）
D10	<u>583,201～704,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>102,900円</u> を超えるときは <u>102,900円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>51,400円</u> を超えるときは <u>51,400円</u> とする。）	D10	<u>2,303,001～3,117,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>122,500円</u> を超えるときは <u>122,500円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>61,200円</u> を超えるときは <u>61,200円</u> とする。）
D11	<u>704,001～852,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>122,500円</u> を超えるときは <u>122,500円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>61,200円</u> を超えるときは <u>61,200円</u> とする。）	D11	<u>3,117,001～4,173,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>143,800円</u> を超えるときは <u>143,800円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>71,900円</u> を超えるときは <u>71,900円</u> とする。）
D12	<u>852,001～1,044,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>143,800円</u> を超えるときは <u>143,800円</u> とす	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>71,900円</u> を超えるときは <u>71,900円</u> とする。）	D12	<u>4,173,001～5,334,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>166,600円</u> を超えるときは <u>166,600円</u> とす	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>83,300円</u> を超えるときは <u>83,300円</u> とする。）

D13	<u>1,044,001～ 1,225,500</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>166,600円</u> を超えるときは <u>166,600円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>83,300円</u> を超えるときは <u>83,300円</u> とする。）
D14	<u>1,225,501～ 1,426,500</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>191,200円</u> を超えるときは <u>191,200円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>95,600円</u> を超えるときは <u>95,600円</u> とする。）
D15	<u>1,426,501円 以上</u>	略	

備考

- この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に

D13	<u>5,334,001～ 6,674,000</u>	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>191,200円</u> を超えるときは <u>191,200円</u> とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が <u>95,600円</u> を超えるときは <u>95,600円</u> とする。）
D14	<u>6,674,001円 以上</u>	略	

備考

- この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び旧所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をい

住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3・4 略

5 略

(1) 略

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3)・(4) 略

6 この表の規定による納入義務者から徴収する費用の額の算定については、別表第1の備考6の規定を準用する。

7 同一世帯から2人以上の児童等が、同時に別表第2、別表第3又は別表第4の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の3の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当

う。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号（寄附金に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）に規定するものに限る。）、第84条第1項、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条、平成25年改正法附則第59条第1項及び第60条第1項並びに平成28年改正法附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項

3・4 略

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。

(1) 略

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3)・(4) 略

6 同一世帯から2人以上の児童等が、同時に別表第2又は別表第4の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の3の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当

該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設（法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。）の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

8 略

9(1) 略

ア 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合は、この限りでない。

イ 略

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、当該出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る徴収する費用の額とみなす。

別表第3 (2の(2)関係)

乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設（法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。）の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

7 略

8(1) 略

ア 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合は、この限りでない。

イ 略

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、当該出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る徴収する費用の額とみなす。

別表第3 (2の(2)関係)

乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額（日額）	
略			
D 1	A階層を除き当該年度分の市町	57,000円以下	略
D 2	村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	57,001～93,000	1,000（市町村民税の額が81,001円以上の世帯にあつては、2,000）
D 3		93,001～1,426,500	略
D 4		1,426,501円以上	

備考 この表の規定による納入義務者から徴収する費用の額の算定については、別表第1の備考6並びに別表第2の備考1、2及び7の規定を準用する。

税額等による階層区分		徴収基準額（日額）	
略			
D 1	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	60,000円以下	略
D 2		60,001～6,674,000	略
D 3		6,674,001円以上	

備考

1 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び旧所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号（寄附金に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）に規定するものに限る。）、第84条第1項、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条、平成25年改正法附則第59条第1項及び第60条第1項並びに平成28年改正法附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項

2 同一世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受けている場合は、徴収基準額（日額）に当該入所期間を乗じて得た額の最も多額な児童以外の児童については、当該施設のこの表の徴収基準額（日額）に当該入所期間を乗じて得た額に0.1を乗じて得た額を当該児童

の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「（乳児院に係る徴収基準額（日額）×入所期間）＋（乳児院に係る徴収基準額（日額）×入所期間×0.1）×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を乳児院に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、乳児院に係る徴収する費用の額は0円とする。

別表第4（2の（3）関係）

費用徴収基準

略

備考

1 略

2 略

（1）・（2） 略

（3） 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（4） 略

3・4 略

5 同一世帯から2人以上の児童等が、同時に別表第2又は別表第4の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の3の障

別表第4（2の（3）関係）

費用徴収基準

略

備考

1 略

2 略

（1）・（2） 略

（3） 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（4） 略

3・4 略

5 同一世帯から2人以上の児童等が、同時に別表第2、別表第3又は別表第4の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の3の障

害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは別表第2に定める児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設(法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。)の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

6・7 略

害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは別表第2に定める児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設(法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。)の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

6・7 略